

参考IV

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について

消費者が入居前にその賃貸集合住宅のLPガス料金を知る機会が与えられていない状況にあることから、全L協より下記の内容の対応をとるよう、周知依頼がありましたので、ご協力いただくようお願いします。

記

入居時にLPガスの供給契約を締結する際、消費者側がLPガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のLPガス料金を受け入れざる得ない状況です。取引適正化と料金透明化の観点から、LPガス事業者が自ら供給している又は供給予定の賃貸集合住宅において、LPガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある「LPガス料金表」を賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に情報提供すること。

「一連の流れ」



